

平成30年度藍住町立中学校における運動部活動の方針

平成30年9月
藍住町教育委員会

1 本方針策定の趣旨等

(1) 運動部活動の意義

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

(2) 部活動の位置付け

- ・中学校学習指導要領（平成29年3月公示）第1章－第5－1－ウ

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(3) 運動部活動の現状と課題

- ① 今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続が危ぶまれる例もある。
- ② 生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

(4) 本方針策定の趣旨

藍住町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成30年3月、スポーツ庁において策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、徳島県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「藍住町立中学校における運動部活動の方針」（以下「本方針」という。）を策定することとする。

本方針は、藍住町立中学校の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築という観点に立ち、運動部活動が適切に実施されることを目指す。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ① 校長は、本方針に基づき、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」（以下「部活動方針」という。）を策定し、活動方針及び活動計画等を各学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ② 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）等を作成し、校長に提出する。
- ③ 教育委員会は、各学校において部活動方針及び活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の学校への配置を検討する。
- ② 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- ③ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 校長は、各運動部の活動内容を把握し、生徒が有意義かつ安全にスポーツ活動を行えるよう常に監督・指導する。
- ⑤ 校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑥ 教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、県教育委員会が平成 26 年 3 月に作成した「運動部活動指導指針」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- ② 教育委員会は、学校における①の取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、支援及び指導・是正を行う。
- ③ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ態度の基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう配慮する。競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入や短時間での効果的な指導法の研究に取り組む。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ④ 校長及び運動部顧問は、熱中症事故防止対策として、気象情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件（時間、場所、内容等）に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や、延期、見直し等も含め柔軟に対応を検討する。活動中は、こまめに水分や塩分の補給を行い、休憩を取るとともに健康観察などの健康管理を徹底する。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

<学期中>

- 週当たり、原則として2日以上休養日を設定する。
 - ・平日は少なくとも1日を休養日とする。
 - ・土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は原則として、少なくとも1日以上を休養日とする。（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるよう努める。）

<長期休業中>

- 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- 生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

(2) 活動時間の設定

<1日の活動時間>

- 平日は長くとも2時間程度とする。
- 学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
- 早朝練習については、原則として行わないこととする。

(3) 適切な休養日等の徹底

- ① 教育委員会は、適切な休養日及び活動時間等を設定し、本方針に明記する。また、各学校の方針や運用に関し、支援及び指導・是正を行う。

- ② 校長は、本方針に基づき、各運動部の休養日及び活動時間等を部活動方針に設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、藍住町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 スポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ① 校長は、本県が、全国と同様に生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、中学2年生女子の1週間の運動時間が0分の割合が1割を超えていること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、女子や障がいのある生徒等も含め、生徒の多様なスポーツニーズを考慮し、それに対応した活動を行うことができる運動部を、可能な範囲で設置する。
- ② 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域・保護者等の連携

- ① 教育委員会・校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を進める。
- ② 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。
- ③ 教育委員会・校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請すると共に、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- ② 校長は、徳島県中学校体育連盟及び教育委員会が定める大会数の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。